



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…二

公告

- 消防法に基づく命令……………（東京消防庁）…四

告示

●東京都告示第七百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十四日

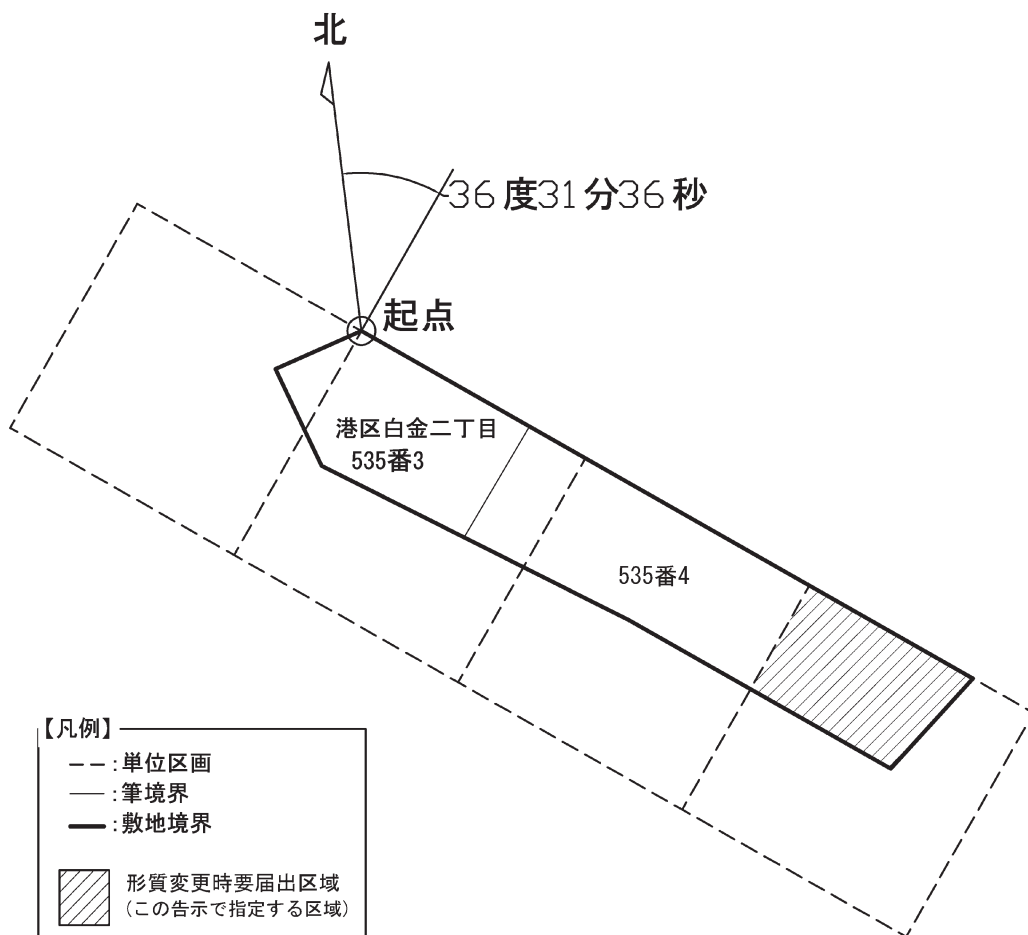
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区白金二丁目）

目地内

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、港区白金二丁目
535番3の最北端とする。

【格子の回転角度(36度31分36秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一路線名 都道三宅循環線

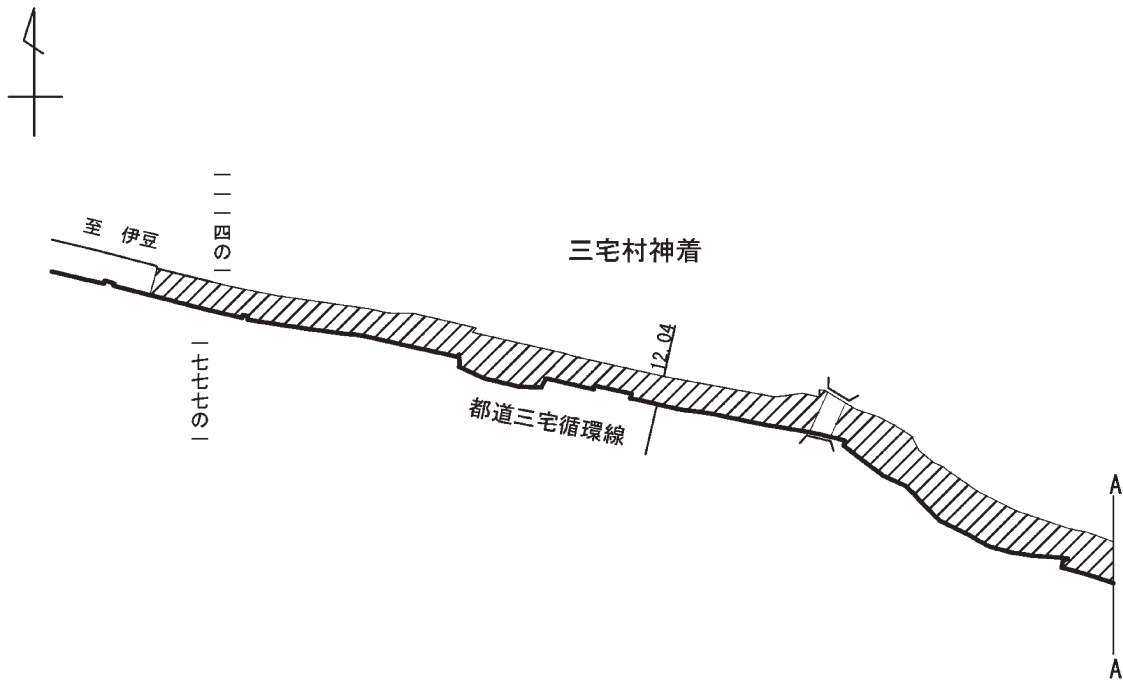
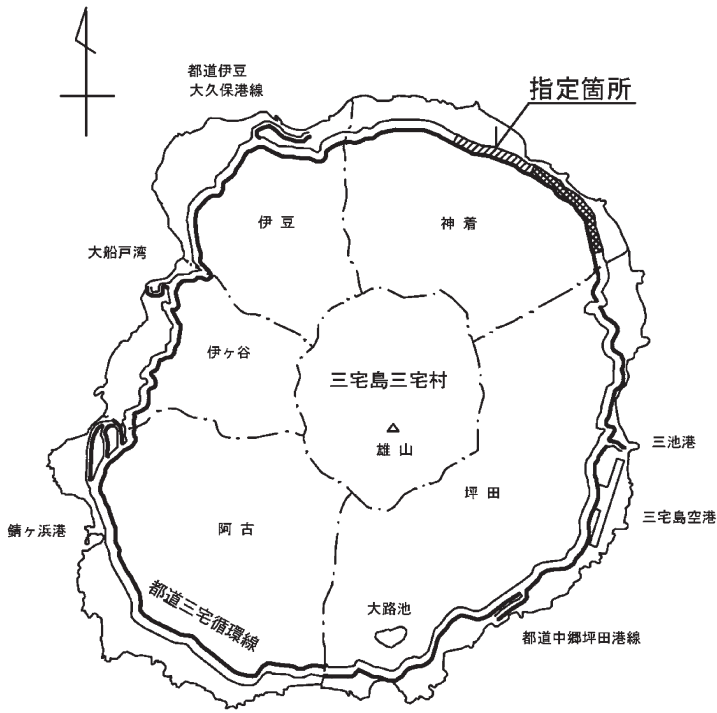
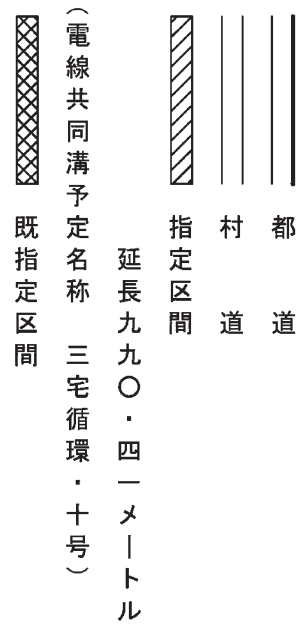
二 指定する区間 三宅島三宅村神着千百十四番一地内から同所千六百二番三地先まで

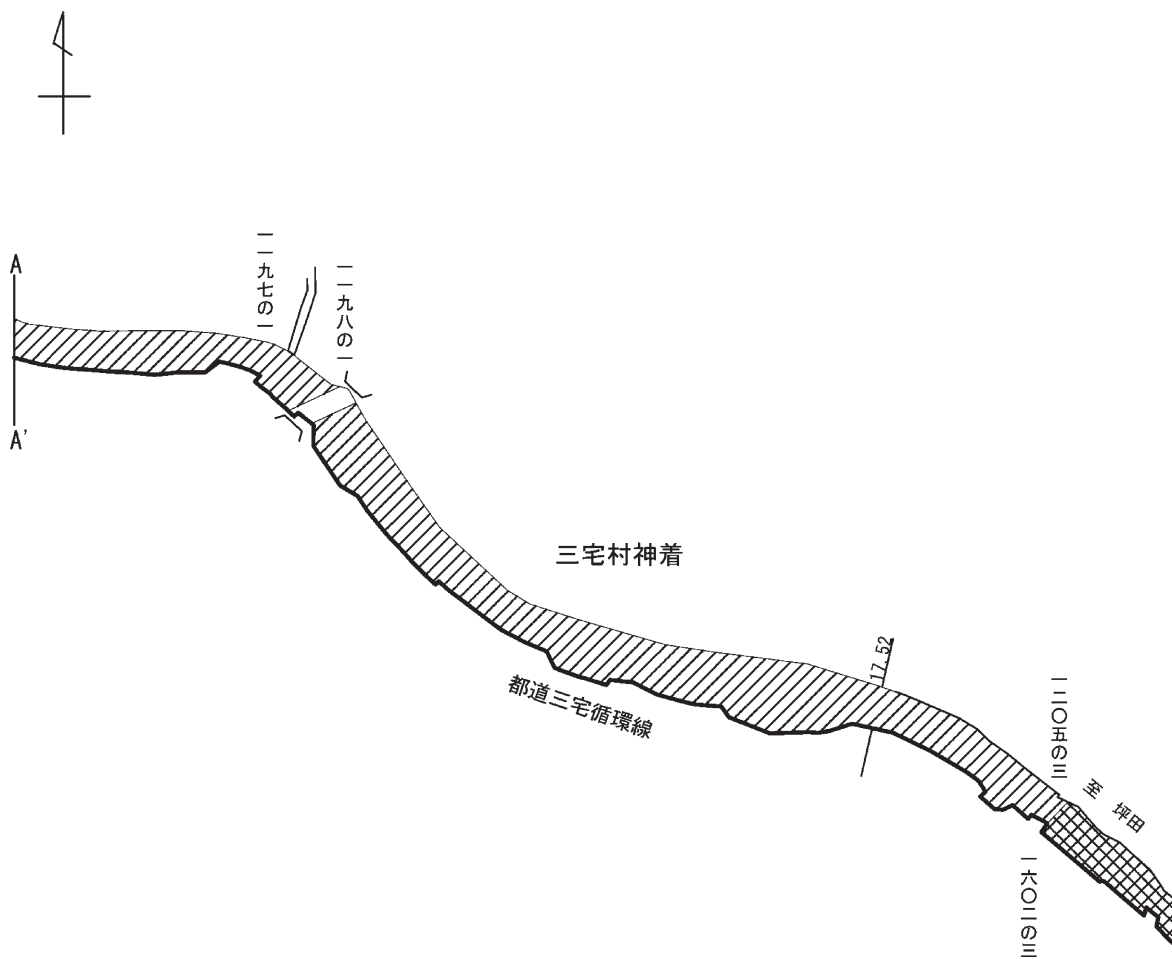
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道三宅循環線

三宅島三宅村神着地内





公 告

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月24日

東京消防庁

芝消防署長 杉 本 聡 子

1 防火対象物の所在地 港区浜松町一丁目18番8号

2 防火対象物の名称 古橋ビル

3 命令を受けた者 古橋 秋子
古橋 智行

4 命令事項 令和7年6月24日までに、2の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。

5 命令年月日 令和7年3月24日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

